

2025（令和7）年度 千葉支部の収支について

2025（令和7）年度 千葉支部の収支について

2025（令和7）年度 千葉支部の収支状況（暫定版）

（単位：百万円）

		2024 (R6) 年度 決算①	2025 (R7) 年度 決算 (暫定版) ②	増減 (②-①)
収入	保険料収入（一般分）	276,083	289,409	13,327
	その他収入（日雇保険料含む）	1,011	1,408	397
	計	277,094	290,818	13,724
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）	144,950	150,849	5,899
	（医療給付費）	143,613	149,861	6,248
	（年齢調整額）	▲ 1,731	▲ 1,768	▲ 37
	（所得調整額）	3,068	2,755	▲ 313
	現金給付費等（国庫補助を除く）	14,413	15,371	957
	拠出金等（国庫補助を除く）	92,825	97,698	4,873
	業務経費（国庫補助を除く）	4,965	5,249	284
	一般管理費（国庫負担を除く）	1,680	2,259	580
	その他支出	1,431	1,425	▲ 5
	前々年度の収支差の精算	▲ 168	▲ 552	▲ 384
	前々年度のインセンティブ	263	271	7
	計	260,360	272,571	12,211
	計	16,734	18,247	1,513
収支差	全国平均	17,481	18,173	692
	地域差分	▲ 747	74	820

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

地域差分の74百万円については2027(令和9)年度の保険料率算定の際に精算することとなり、2025(令和7)年度の総報酬額の実績に基づき、保険料率換算すると0.00%となる。

【収支差の考え方】

○全国平均

適用した保険料率の全国平均が実績の均衡保険料率に比べて高く、剰余となったことを表すもの。便宜的に各支部に振り分けているもので、実際に各支部に割り当てられたものではない。

○地域差分

加入者一人当たり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表すもので、当該年度の医療費が保険料率算定時より低ければプラス、高ければマイナスとなる（プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合はマイナスを取ったものを支出に加算する）。

賃金の動向

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	千葉	32.0 (+2.0%)	32.4 (+1.4%)	32.9 (+1.6%)
	全国	30.4 (+2.0%)	30.9 (+1.6%)	31.5 (+1.8%)

医療費の動向

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	千葉	17.6 (+4.7%)	17.7 (+0.7%)	18.4 (+3.7%)
	全国	18.1 (+4.0%)	18.3 (+1.2%)	18.9 (+3.5%)

加入者数等の動向

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度
加入者数	千葉	101.3 (▲0.3%)	103.1 (+1.8%)	104.6 (+1.4%)
	全国	3,956.3 (▲1.1%)	3,964.9 (+0.2%)	3,980.2 (+0.4%)
被保険者数	千葉	64.4 (+0.7%)	66.6 (+3.4%)	68.5 (+2.9%)
	全国	2,515.3 (+0.0%)	2,558.5 (+1.7%)	2,604.4 (+1.8%)
扶養率	千葉	0.572	0.548	0.526
	全国	0.573	0.550	0.528

<<参考>>収支差の要因分解

(予算) ※保険料率算定時

<金額ベース>

	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10,775,809	28,341	5,761,180	4,582,865	0	0	460,105
千葉	275,914	741	145,094	119,813	▲ 552	271	12,029
全国平均分	281,720	741	150,619	119,813	0	0	12,029
地域差分	▲ 5,806	0	▲ 5,525	0	▲ 552	271	0

(百万円)

	総報酬 (百万円)
全国	107,758,088
千葉	2,817,200

<料率ベース>

	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10.00%	0.03%	5.35%	4.25%	0.00%	0.00%	0.43%
千葉	9.79%	0.03%	5.15%	4.25%	▲0.02%	0.01%	0.43%
全国平均分	10.00%	0.03%	5.35%	4.25%	0.00%	0.00%	0.43%
地域差分	▲0.21%	0.00%	▲0.20%	0.00%	▲0.02%	0.01%	0.00%

(決算見込み)

<金額ベース>

	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	11,053,235	48,646	5,860,630	4,561,744	0	0	679,508
千葉	289,409	1,408	150,849	122,003	▲ 552	271	18,247
全国平均分	295,617	1,301	156,742	122,003	0	0	18,173
地域差分	▲ 6,208	107	▲ 5,893	0	▲ 552	271	74

(百万円)

	総報酬 (百万円)
全国	110,532,497
千葉	2,956,175

<料率ベース>

	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	10.00%	0.04%	5.30%	4.13%	0.00%	0.00%	0.61%
千葉	9.79%	0.05%	5.10%	4.13%	▲0.02%	0.01%	0.62%
全国平均分	10.00%	0.04%	5.30%	4.13%	0.00%	0.00%	0.61%
地域差分	▲0.21%	0.00%	▲0.20%	0.00%	▲0.02%	0.01%	0.00%

(予算と決算のずれ=決算－予算)

<金額ベース>

	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	277,427	20,305	99,449	▲ 21,120	0	0	219,402
千葉	13,496	667	5,755	2,190	▲ 0	0	6,218
全国平均分	13,897	560	6,123	2,190	0	0	6,144
地域差分	▲ 401	107	▲ 367	0	▲ 0	0	74

(百万円)

	総報酬 (百万円)
全国	110,532,497
千葉	2,956,175

<料率換算>

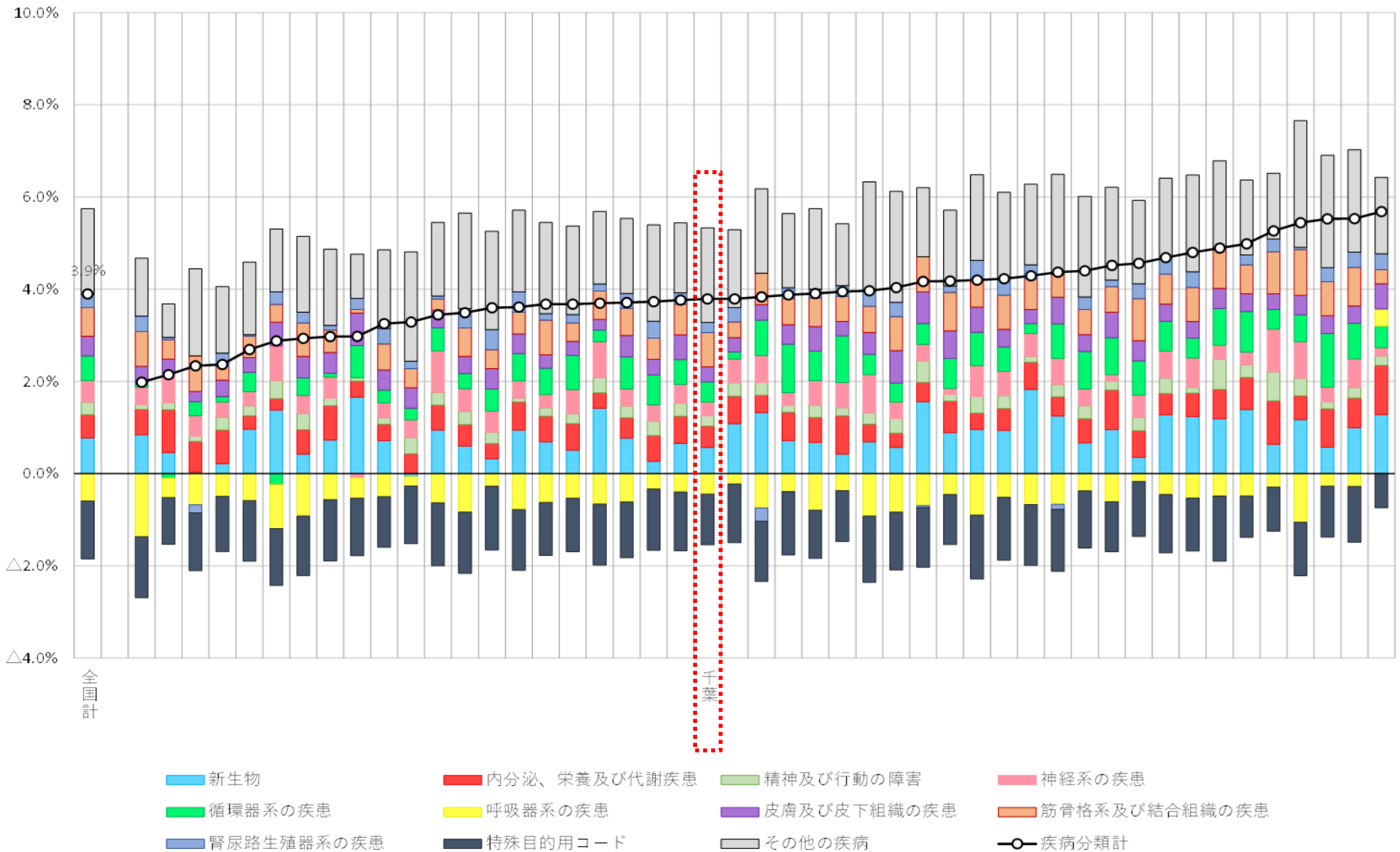
	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
全国	0.25%	0.02%	0.09%	▲0.02%	0.00%	0.00%	0.20%
千葉	0.46%	0.02%	0.19%	0.07%	▲0.00%	0.00%	0.21%
全国平均分	0.47%	0.02%	0.21%	0.07%	0.00%	0.00%	0.21%
地域差分	▲0.01%	0.00%	▲0.01%	0.00%	▲0.00%	0.00%	0.00%

精算額	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
	要因	要因	要因	要因	要因	要因	
▲ 74	401	▲ 107	▲ 367	0	▲ 0	0	0

精算額	収入		支出				収支差
	保険料収入	その他収入	医療給付費	現金給付費・拠出金等	前々年度精算	インセンティブ	
	要因	要因	要因	要因	要因	要因	
0.00%	0.01%	▲0.00%	▲0.01%	0.00%	▲0.00%	0.00%	0.00%

※保険料収入は健康保険法第3条2項の日雇特例被保険者分の保険料を除いた額を計上している（健康保険法第3条2項の日雇特例被保険者分の保険料は「その他収入」にて計上）。
 ※医療給付費及び現金給付費・拠出金等は国庫補助等を除いた額を計上している。
 ※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

1人当たり医療費の対前々年比(3-2ベース、2023-2025年)

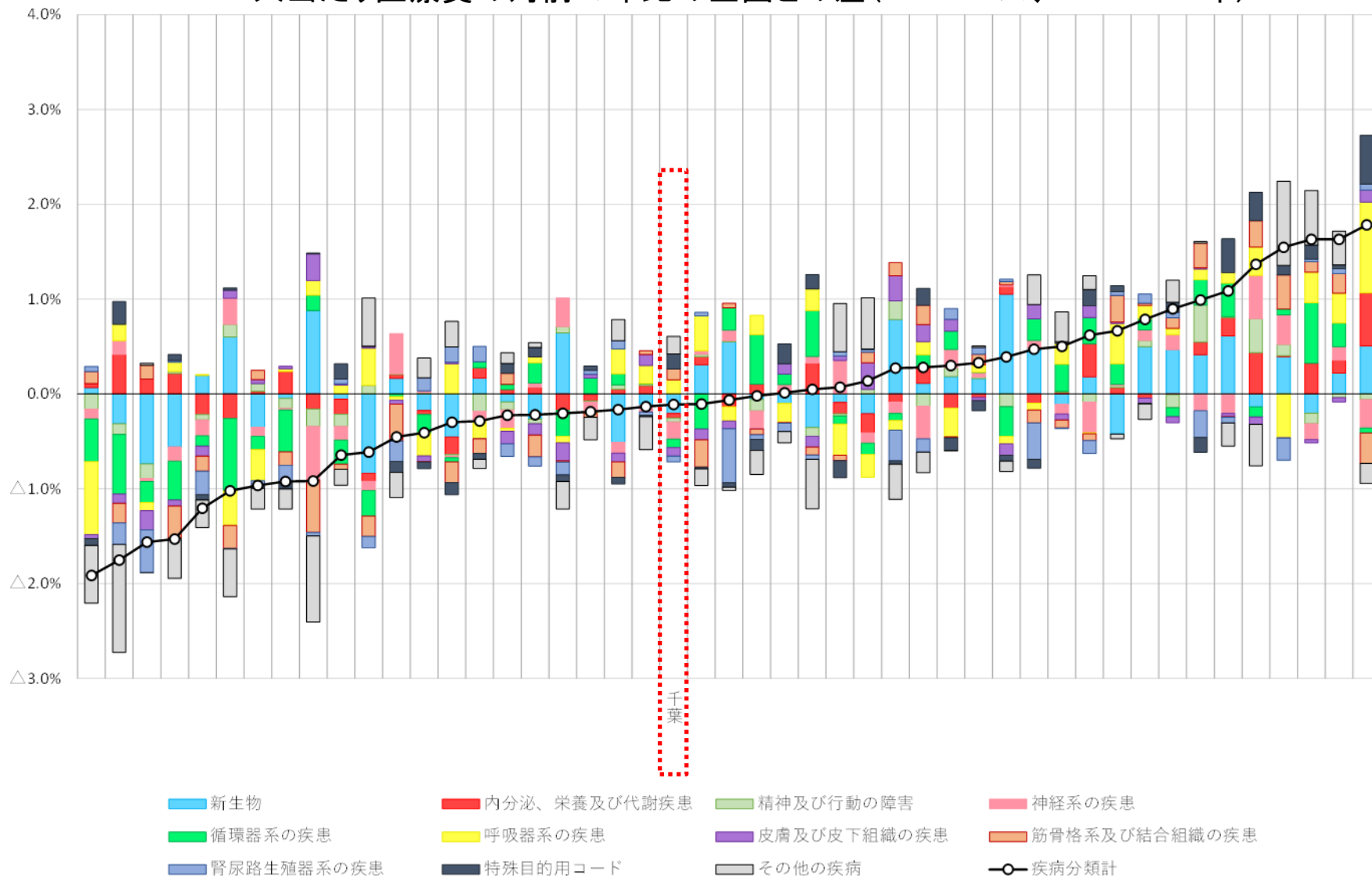


※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の原審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

※ 特殊目的用コードは、主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類です。

1人当たり医療費の対前々年比の全国との差(3-2ベース、2023-2025年)



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の原審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 診療種別が入院、入院外、歯科、調剤(入院外に突合できるもの)のレセプトの点数のみを集計しています。

※ 特殊目的用コードは、主に新型コロナウイルス感染症に関する傷病を示す疾病分類です。

《参考》協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く(年齢調整・所得調整)(※1、2)。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

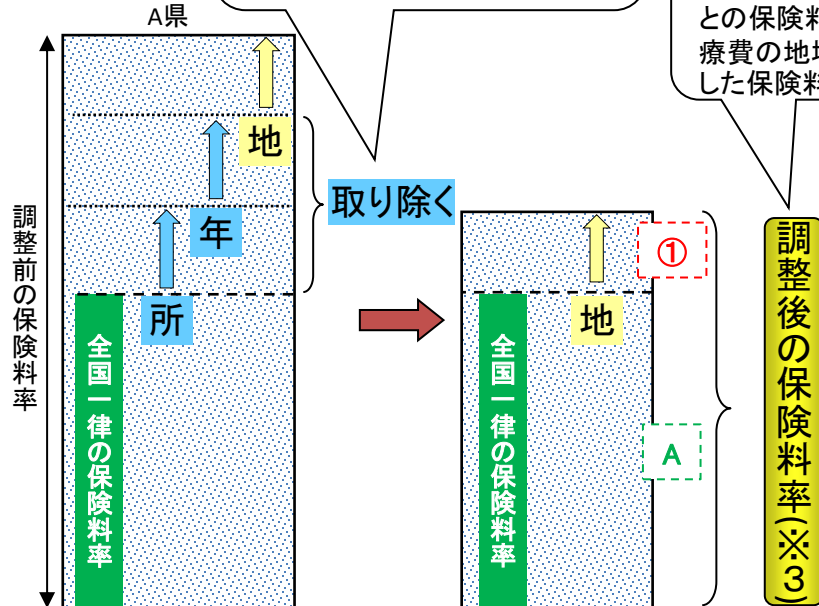
A県の保険料率

平均保険料率

A+B(=10%)

A県独自の保険料率

①+②+③%



(※1) 年齢構成割合の差「(A県)-(協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

(※2) 1人当たり所得の差「(協会平均)-(A県)」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

(※3) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

共通料率

B

《参考》支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

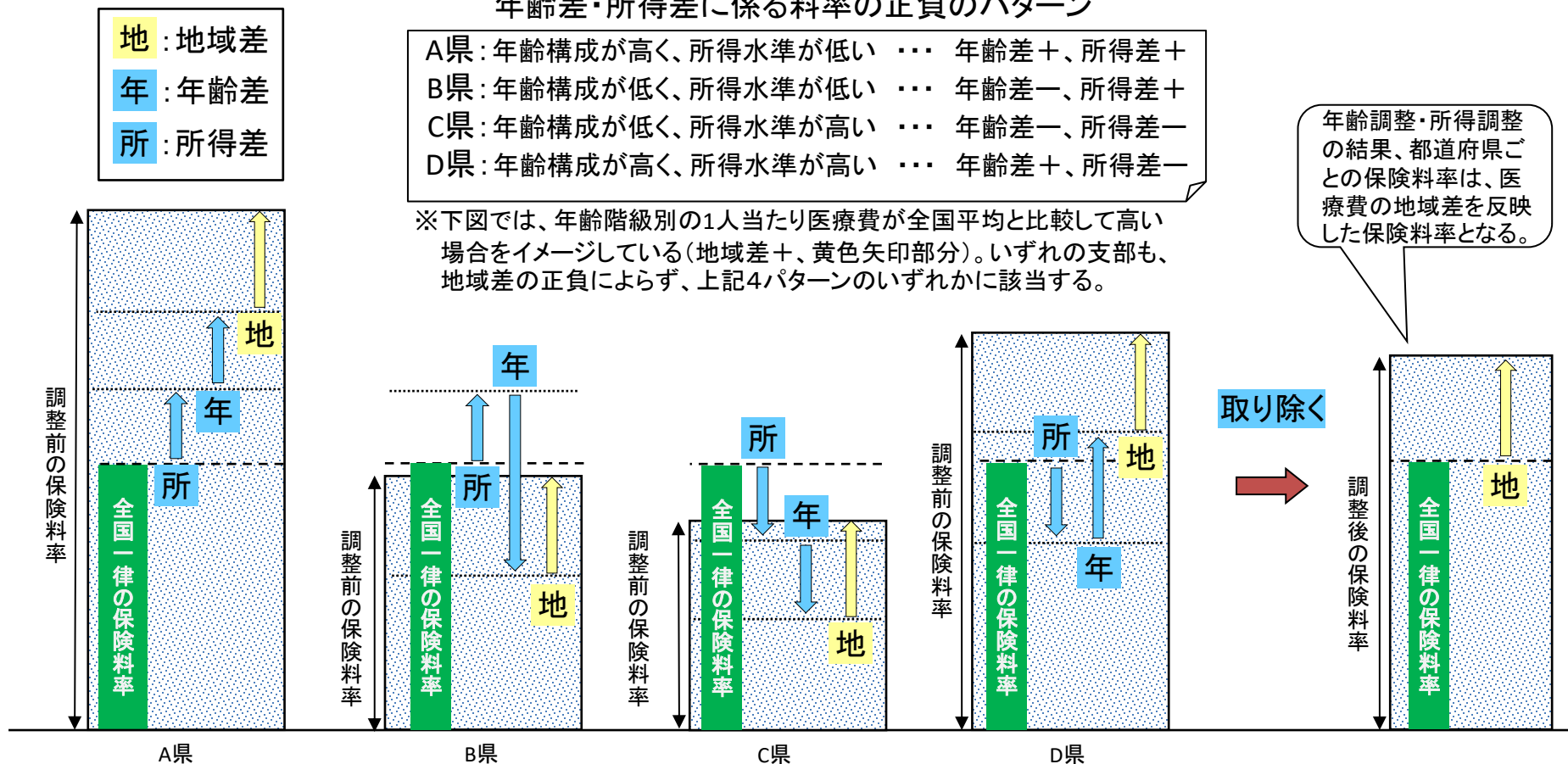
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県：年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差＋、所得差＋
- B県：年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差－、所得差＋
- C県：年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差－、所得差－
- D県：年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差＋、所得差－

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差＋、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン